

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に
基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

令和3年度から令和7年度の取り組み状況について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づき公表します。

目標

1. 新規採用者の女性割合を50%以上にする。
2. 育児休業を取得する男性職員の割合を1人以上にする。
3. 月に20時間以上超過勤務を行う職員の割合を29%以下にする。
4. 職員の年次休暇の平均取得日数を14.8日以上にする。

達成結果一覧

○…達成 ×…未達成 -…該当なし

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. 採用 (%)	採用なし				
達成状況	-				
2. 育休 (%)	0%				
達成状況	×				
3. 時間外 (%)	12%				
達成状況	○				
4. 年次休暇 (日)	14.1日				
達成状況	×				